

生駒市障がい者地域自立支援協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第89条の3第1項に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (3) 障がい者福祉計画に係る助言や進捗状況の把握に関すること
- (4) 相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (5) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること
- (6) 障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること
- (7) その他協議会において必要と認めること

(構成)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・医療・教育または雇用に関連する職種に従事する者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 指定相談支援事業者関係者
- (5) 障がい関係団体の代表者
- (6) 生駒市民生児童委員代表者
- (7) 生駒市社会福祉協議会代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任はさまたげない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(担当者会)

第7条 第3条に規定する所掌事項について協議し、その取扱いを調整するため、協議会に担当者会を置く。

2 担当者会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第8条 第3条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、調査及び研修を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に選任された委員の任期は、第5条の規定に関わらず2年8ヶ月とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。